

十一 第42条の11 (製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第42条の11 (製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p style="text-align: right;">( 廃 止 )</p> <p>( 事業の判定 ) 42の11 - 1 .....</p> <p>( 総収入金額 ) 42の11 - 2 .....国内製造割合 ( 措置法令第27条の11第2項に定める割合をいう。以下同じ。 ) 又は国内販売割合 ( 同条第14項に定める割合をいう。以下同じ。 ) .....</p> <p>( 内部取引による益金の額の総収入金額からの除外 ) 42の11 - 3 .....</p> <p>( 固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額 ) 42の11 - 4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) 法第51条第1項に規定する特定出資又は措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式 ( 出資を含む。 ) のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時にける価額の合計額</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p>	<p>第42条の11 (製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p style="text-align: center;">第1款 共通事項</p> <p>( 事業の判定 ) 42の11(1)- 1 .....</p> <p>( 総収入金額 ) 42の11(1)- 2 .....国内製造割合 ( 措置法令第27条の11第2項に定める割合をいう。以下42の11(1)- 3において同じ。 ) 又は国内販売割合 ( 同条第14項に定める割合をいう。以下42の11(1)- 3において同じ。 ) .....</p> <p>...</p> <p>( 内部取引による益金の額の総収入金額からの除外 ) 42の11(1)- 3 .....</p> <p>( 固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額 ) 42の11(1)- 4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) 法第51条第1項に規定する特定出資により取得した株式 ( 出資を含む。 ) のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時にける価額の合計額</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p>

(製造業等に係る収入金額に含まれるものの例示)

42の11 - 5 ..... (以下「製造等をした棚卸資産の譲渡等」という。)... (以下「付随収入金額」という。)...

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....
- (注).....

(国の内外にわたって製造業等を営む場合)

42の11 - 6 ..... (以下「国内の製造業等に係る収入金額」という。)...

- (注) 1 .....
- 2 .....

(販売取引等に係る返品、値引き、割戻し等)

42の11 - 7 .....

(輸入の意義)

42の11 - 8 .....

(輸入の時期)

42の11 - 9 .....

(輸入の委託の意義)

42の11 - 10 .....

(委託を受けて行った輸入であることを証する書類)

42の11 - 11 .....

(製造業等に係る収入金額に含まれるものの例示)

42の11(1)- 5 ..... (以下42の11(1)- 5及び42の11(1)- 6において「製造等をした棚卸資産の譲渡等」という。)... (以下42の11(1)- 6において「付随収入金額」という。)...

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....
- (5) .....
- (注).....

(国の内外にわたって製造業等を営む場合)

42の11(1)- 6 ..... (以下42の11(1)- 6及び42の11(1)- 7において「国内の製造業等に係る収入金額」という。)...

- (注) 1 .....
- 2 .....

(販売取引等に係る返品、値引き、割戻し等)

42の11(1)- 7 .....

(輸入の意義)

42の11(1)- 8 .....

(輸入の時期)

42の11(1)- 9 .....

(輸入の委託の意義)

42の11(1)- 10 .....

(委託を受けて行った輸入であることを証する書類)

42の11(1)- 11 .....

(無償による輸入促進対象製品の輸入)

42の11 - 12 .....

(その他の事由による輸入)

42の11 - 13 .....

(加工又は修繕の範囲)

42の11 - 14 .....

(違約品の範囲 - 品質又は数量等の意義)

42の11 - 15 措置法第42条の11第2項.....

(違約品の範囲 - 契約の内容と相違することの意義)

42の11 - 16 措置法第42条の11第2項.....

(1) .....

(2) .....

(違約品の範囲 - 輸入の時にける性質及び形状を変えないことの意義)

42の11 - 17 措置法第42条の11第2項.....

(注).....

(違約品の輸出の範囲)

42の11 - 18 .....措置法第42条の11第2項.....

(違約品の輸出の時期)

42の11 - 19 措置法第42条の11第2項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(同種の輸入促進対象製品であるかどうかの判定)

42の11 - 20 .....措置法第42条の11第3項第1号.....

.....同条第3項第2号.....

(無償による輸入促進対象製品の輸入)

42の11(1)- 12 .....

(その他の事由による輸入)

42の11(1)- 13 .....

(加工又は修繕の範囲)

42の11(1)- 14 .....

(違約品の範囲 - 品質又は数量等の意義)

42の11(1)- 15 措置法第42条の11第3項.....

(違約品の範囲 - 契約の内容と相違することの意義)

42の11(1)- 16 措置法第42条の11第3項.....

(1) .....

(2) .....

(違約品の範囲 - 輸入の時にける性質及び形状を変えないことの意義)

42の11(1)- 17 措置法第42条の11第3項.....

(注).....

(違約品の輸出の範囲)

42の11(1)- 18 .....措置法第42条の11第3項.....

(違約品の輸出の時期)

42の11(1)- 19 措置法第42条の11第3項.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(同種の輸入促進対象製品であるかどうかの判定)

42の11(1)- 20 .....措置法第42条の11第4項第1号.....

.....同条第4項第2号.....

(注).....

(発行済株式)

42の11 - 21 措置法第42条の11第3項第2号、第5項第1号.....

(その他これに類する事実)

42の11 - 22 .....

(特定国内会社等の株式保有割合等の判定の時期)

42の11 - 23 .....措置法第42条の11第5項第1号.....

(以下「特定国内会社」という。)... ..

(注).....

(販売に係る収入金額に含まれるものの例示)

42の11 - 24 ..... (以下「付随収入金額」という。)... ..

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(注).....

(国の内外にわたって輸入した製品又は輸入促進対象製品を販売する場合)

42の11 - 25 ..... (以下「国内の販売に係る収入金額」という。)... ..

.....

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(注).....

(値引き、割戻し等があった場合の製品輸入額)

42の11 - 26 .....措置法第42条の11第2項.....措置法第

42条の11第5項第4号.....

(注).....

(発行済株式)

42の11(1)- 21 措置法第42条の11第4項第2号、第6項第1号.....

(その他これに類する事実)

42の11(1)- 22 .....

(特定国内会社等の株式保有割合等の判定の時期)

42の11(1)- 23 .....措置法第42条の11第6項第1号.....

... (以下42の11(1)- 23において「特定国内会社」という。)... ..

(注).....

(販売に係る収入金額に含まれるものの例示)

42の11(1)- 24 ..... (以下42の11(1)- 24において「付随収入金額」という。)... ..

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(4) .....

(注).....

(国の内外にわたって輸入した製品又は輸入促進対象製品を販売する場合)

42の11(1)- 25 ..... (以下42の11(1)- 25において「国内の販売に係る収入金額」という。)... ..

(1) .....

(2) .....

(3) .....

(注).....

(値引き、割戻し等があった場合の製品輸入額)

42の11(1)- 26 .....措置法第42条の11第3項.....措置法

第42条の11第6項第4号.....

(製造業等に係る収入金額の範囲等の取扱いの準用)

42の11 - 27 .....42の11 - 5 及び42の11 - 6.....

(新規指定製品の違約品等に係る製品輸入額の減額等)

42の11 - 28 措置法第42条の11第2項から第4項までの規定は、措置法令第27条の11第18項又は第19項.....

(製造業等に係る収入金額の範囲等の取扱いの準用)

42の11(1)- 27 .....42の11(1)- 5 及び42の11(1)- 6.....

(新規指定製品の違約品等に係る製品輸入額の減額等)

42の11(1)- 28 措置法第42条の11第3項から第5項までの規定は、措置法令第27条の11第19項又は第20項.....

( 廃 止 )

第 2 款 割増償却

( 廃 止 )

( 製造業等の用に供されている機械及び装置の範囲 )  
42の11(2)- 1 措置法第42条の11第1項に規定する「当該製造業者の有する機械及び装置で当該製造業（特定国内販売会社については、当該特定国内販売会社の営む事業）の用に供されているもの」には、製造業者が国内において営む製造業等（同項に規定する特定国内販売会社については、当該特定国内販売会社の営む事業）に係る製造等（請負等に係る役務の提供を含む。以下42の11(2)- 1及び42の11(2)- 3において同じ。）の用に直接供される機械及び装置（基本通達7 - 1 - 3及び7 - 1 - 4の取扱いの適用を受けるものを含む。以下同じ。）のほか、当該製造業者が国内において営む当該製造業等を遂行するためにその用に供される次のような機械及び装置が含まれる。  
(1) 当該製造業者が自ら行う製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供する機械及び装置  
(2) 当該製造業者の製造等に係る原材料、製品等の搬出入の用に供する機械及び装置  
(3) 工場等内で発生する汚水又はばい煙の処理の用に供する減価償却資産で機械及び装置に該当するもの  
(4) 倉庫（当該製造業者の製造等に係る原材料、製品等を保管するものに限る。）に設置されているエレベーター、スタッカー等の倉庫用機械設備で機械及び装置に該当するもの  
(5) 当該製造業等に従事する使用人の福利厚生施設で機械及び装置に該当するもの  
(6) 製造等の用に供される機械及び装置（(1)から(5)までに掲げるものを含む。）の加工又は修理をするための減価償却資産で機械及び装置に該当するもの  
(注) 国外において営む当該製造業等を遂行するために必要とされる機械及び装置は、同項に規定する「当該製造業者の有する機械及び装置で当該製造業（特定国内販売会社については、当該特定国内販売会社の営む事業）の用に供されているもの」に含まないことに留意する。

( 廃 止 )

( 製造業等とその他の事業とに共通して使用される機械及び装置 )  
42の11(2)- 2 製造業者が製造業等とその他の事業を営む場合において、その

有する機械及び装置をそれぞれの事業に共通して使用しているときは、その全部を製造業等の用に供しているものとして取り扱う。

(廃止)

(機械及び装置の貸与)

42の11(2)-3 製造業者が、その有する機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該製造業者のためにする製品の製造等の用に国内において供されているものであるときは、当該機械及び装置は当該製造業者の営む製造業等の用に供されているものとして取り扱う。

(廃止)

(製造業の用に供されているものであるかどうかの判定時期)

42の11(2)-4 製造業者の有する機械及び装置が措置法第42条の1第1項に規定する当該製造業(特定国内販売会社については、当該特定国内販売会社の営む事業)の用に供されているものであるかどうかは、適用年度の終了の時の現況による。

(廃止)

(他の特別償却等との適用関係)

42の11(2)-5 措置法第42条の11第1項に規定する製造用特定機械(以下「製造用特定機械」という。)には、適用年度において措置法の規定による他の特別償却等の適用を受ける機械及び装置は含まれないのであるが、当該適用年度前の各事業年度において措置法の規定による他の特別償却等の適用を受けた機械及び装置(当該適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において取得し、又は製作したものに限る。)又は当該適用年度若しくは当該適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において法若しくは措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けた機械及び装置は含まれることに留意する。

(廃止)

(製造用設備の一部が輸入促進対象製品から成る場合)

42の11(2)-6 製造用特定機械に係る措置法第42条の11第1項前段に規定する特別償却限度額(以下「調整前特別償却限度額」という。)は、個々の製造用特定機械ごとに計算するのであるから、例えば、製造業者の製造業の用に供される設備が複数の機械及び装置から構成されている場合において、その一部の機械及び装置が製造用特定機械に該当し、かつ、輸入促進対象製品(当該製造業者が平成2年4月1日以後に同項に規定する輸入を行ったものに限る。)に該当するものであるときは、当該輸入促進対象製品に該当する製造用

特定機械に係る調整前特別償却限度額は、その普通償却限度額に100分の20を乗じて計算することに留意する。

(注) 輸入促進対象製品に該当する機械及び装置はいわゆる完成品に限られるから、輸入促進対象製品に該当する部品の輸入をし、かつ、国内において機械及び装置として組立てをしたとしても、当該組み立てた機械及び装置は、輸入促進対象製品に該当しない。

(廃止)

(資本的支出)

42の11(2)-7 製造用特定機械について資本的支出をした場合において、当該製造用特定機械が輸入促進対象製品(当該製造業者が平成2年4月1日以後に措置法第42条の11第1項に規定する輸入を行ったものに限る。)であるときは、当該製造用特定機械に係る調整前特別償却限度額は、当該製造用特定機械に係る普通償却限度額(当該資本的支出に係る普通償却限度額を含む。)に100分の20を乗じて計算するものとする。

(注) 当該製造用特定機械が輸入促進対象製品でない場合には、当該製造用特定機械の取得価額のうちに輸入促進対象製品から成る資本的支出に係る金額が含まれているときであっても、当該製造用特定機械に係る調整前特別償却限度額は、当該製造用特定機械の普通償却限度額(当該資本的支出に係る普通償却限度額を含む。)に100分の10を乗じて計算する。

(廃止)

(調整特別償却限度額)

42の11(2)-8 製造用特定機械が2以上ある場合における措置法第42条の11第1項後段の規定の適用があるときのそれぞれの製造用特定機械に係る措置法令第27条の11第16項に規定する調整特別償却限度額は、それらの一の製造用特定機械に係る調整前特別償却限度額を、まず、措置法第42条の11第1項後段の規定により限度とされる金額(以下42の11(2)-8において「輸入増加額の25%以下相当額」という。)に充てられたものとし、次にその残額について他の製造用特定機械に係る調整前特別償却限度額が順次充てられたものとして計算するものとする。この場合において、輸入増加額の25%以下相当額がいずれの製造用特定機械に係る調整前特別償却限度額からまず充てられたものとするかは、法人の計算によるものとする。

(廃止)

第3款 法人税額の特別控除



(中小企業者であるかどうかの判定)

42の11-29 措置法第42条の11第1項の規定を適用する場合において、製造業者が同項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかの判定については、42の4-7から42の4-10までの取扱いを準用する。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(申告に係る控除を受けるべき金額)

42の11-30 措置法第42条の11第7項.....42の4-11.....

...

(中小企業者であるかどうかの判定時期)

42の11(3)-1 措置法第42条の11第2項に規定する同法第42条の4第3項の規定を適用する場合において、製造業者が同項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかの判定時期については、42の4-13の取扱いを準用する。

(従業員数基準の適用)

42の11(3)-2 措置法第42条の11第2項に規定する同法第42条の4第3項の規定を適用する場合において、措置法令第27条の4第1項に定める従業員数基準の適用については、42の4-14の取扱いを準用する。

(常時使用する従業員の範囲)

42の11(3)-3 措置法第42条の11第2項に規定する同法第42条の4第3項の規定を適用する場合において、措置法令第27条の4第1項に規定する「常時使用する従業員」の範囲については、42の4-15の取扱いを準用する。

(出資を有しない公益法人等の従業員の範囲)

42の11(3)-4 出資を有しない公益法人等及び人格のない社団等につき措置法第42条の11第2項に規定する同法第42条の4第3項の規定を適用する場合において、措置法令第27条の4第1項に規定する「常時使用する従業員」の範囲については、42の4-16の取扱いを準用する。

(割増償却と税額控除との重複適用の排除)

42の11(3)-5 製造業者が、2以上の製造用特定機械を有する場合において、適用年度にその有する製造用特定機械の一部について措置法第42条の11第1項の規定(同項に係る同法第52条の3第1項の規定を含む。)の適用を受けるときは、当該適用年度においては同法第42条の11第2項の規定を適用することができないことに留意する。

(申告に係る控除を受けるべき金額)

42の11(3)-6 措置法第42条の11第9項.....42の4-18.....

.....

十二 第42条の12 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(特殊の減価償却資産の耐用年数) 42の12 - 13 .....42の12 - 15.....	(特殊の減価償却資産の耐用年数) 42の12 - 13 .....42の6 - 15.....
(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の12 - 17 .....42の4 - 11.....	(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42の12 - 17 .....42の4 - 18.....

十三 第43条 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>( 取得価額の判定単位 )</p> <p>43 (2) - 3 措置法令第28条第1項第3号.....</p> <p>( 圧縮記帳をした公害防止設備の取得価額 )</p> <p>43 (2) - 4 措置法令第28条第1項第3号.....</p>	<p>( 取得価額の判定単位 )</p> <p>43 (2) - 3 措置法令第28条第1項第2号.....</p> <p>( 圧縮記帳をした公害防止設備の取得価額 )</p> <p>43 (2) - 4 措置法令第28条第1項第2号.....</p>

十四 第43条の2 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(研究所用施設の要件の判定)</p> <p>43の2 - 2 措置法令第28条の2第1項第1号に規定する研究所用の施設の取得等に<u>必要な資金の額が2億円以上</u>であるかどうかは、一の計画に基づき取得する研究所用の施設ごとに判定するものとする。</p> <p>(注).....<u>2億円以上</u>.....</p>	<p>(研究所用の施設の規模基準等の判定)</p> <p>43の2 - 2 措置法令第28条の2第1項第1号及び第2号に規定する研究所用の施設の取得等に<u>必要な資金の額が5億円以上</u>であるかどうか及びその敷地の用に供される土地の面積が<u>3,000平方メートル以上</u>であるかどうかは、一の計画に基づき取得する研究所用の施設ごとに判定するものとする。</p> <p>(注).....<u>5億円以上</u>.....</p>

十五 第44条 (地震防災対策用資産の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44 - 1 措置法第44条第1項の規定を適用する場合における同項に規定する地震防災対策用資産を事業の用に供した日は、当該地震防災対策用資産をその設置場所に設置した日によるものとする。</p> <p>(注).....</p>	<p>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44 - 1 措置法第44条第1項の表の第1号の上欄に規定する法人が同項の規定を適用する場合における同表の第1号の中欄の地震防災対策用資産を事業の用に供した日は、当該地震防災対策用資産をその設置場所に設置した日によるものとする。</p> <p>(注).....</p>

十六 第44条の2 (高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第44条の2 (高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備等の特別償却) 関係</p> <p>(圧縮記帳をした特定資産の取得価額)</p> <p>44の2 - 1 措置法第44条の2第1項又は第2項に規定する特定資産(以下「特定資産」という。)の取得価額の合計額が10億円以上又は5億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該特定資産が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(注) 特定資産の取得価額の合計額が10億円以上又は5億円以上であるかどうかの判定は、一の計画に基づき取得する特定資産の取得価額の合計額によるのではなく、各事業年度ごとに当該事業年度において措置法第44条の2第1項又は第2項に規定する高度技術工業(以下「高度技術工業」という。)に属する事業の用に供した特定資産の取得価額の合計額によることに留意する。</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>44の2 - 2 措置法令第28条の5第5項第1号に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(注) 当該機械及び装置が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(工場用又は研究所用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>44の2 - 3 特定資産である.....</p>	<p>第44条の2 (高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却) 関係</p> <p>(圧縮記帳をした機械装置等の取得価額)</p> <p>44の2 - 1 措置法第44条の2第1項に規定する機械及び装置並びに工場用又は研究所用の建物及びその附属設備(以下44の2 - 1において「機械装置等」という。)の取得価額の合計額が10億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械装置等が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(注) 機械装置等の取得価額の合計額が10億円以上であるかどうかの判定は、一の計画に基づき取得する機械装置等の取得価額の合計額によるのではなく、各事業年度ごとに当該事業年度において措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工業(以下44の2 - 6までにおいて「高度技術工業」という。)に属する事業の用に供した機械装置等の取得価額の合計額によることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(工場用又は研究所用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>44の2 - 2 措置法第44条の2第1項に規定する.....</p>

- (1) .....
- (2) .....
- (注) .....

(特別償却の対象となる工場用又は研究所用の建物の附属設備)  
44の2 - 4 特定資産である.....

(工場用又は研究所用とその他の用に共用されている建物の判定)  
44の2 - 5 .....措置法第44条の2第1項又は第2項.....

- ...
- (1) .....
- (2) .....

(高度技術工業に属する事業の範囲)  
44の2 - 6 法人が措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工業集積地域内又は同条第2項に規定する特定高度技術産業集積地域内において行う事業が高度技術工業に属する事業に該当するかどうかは、これらの地域内にある事業所ごとに判定する。

(注) 協同組合等がこれらの地域内において高度技術工業に属する事業を営むその組合員の共同的施設として特定資産の取得等をして事業の用に供したときは、当該特定資産は当該協同組合等の営む高度技術工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。

(事業の用に供したものとされる資産の貸与)  
44の2 - 7 法人が、自己の下請業者で措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工業集積地域内又は同条第2項に規定する特定高度技術産業集積地域内において高度技術工業に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する特定資産を貸し付けている場合において、当該特定資産が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている特定資産は当該法人の営む高度技術工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。

(注) .....

- (1) .....
- (2) .....
- (注) .....

(特別償却の対象となる工場用又は研究所用の建物の附属設備)  
44の2 - 3 措置法第44条の2第1項に規定する.....

(工場用又は研究所用とその他の用に共用されている建物の判定)  
44の2 - 4 .....措置法第44条の2第1項.....

- (1) .....
- (2) .....

(高度技術工業に属する事業の範囲)  
44の2 - 5 法人が措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工業集積地域内において行う事業が高度技術工業に属する事業に該当するかどうかは、当該高度技術工業集積地域内にある事業所ごとに判定する。

(注) 協同組合等が当該高度技術工業集積地域内において高度技術工業に属する事業を営むその組合員の共同的施設として同項に規定する高度技術工業用設備の取得等をして事業の用に供したときは、当該高度技術工業用設備は当該協同組合等の営む高度技術工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。

(事業の用に供したものとされる資産の貸与)  
44の2 - 6 法人が、自己の下請業者で措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工業集積地域内において高度技術工業に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する同項に規定する高度技術工業用設備を貸し付けている場合において、当該高度技術工業用設備が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている高度技術工業用設備は当該法人の営む高度技術工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。

(注) .....

(事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

44の2 - 8 法人が各事業年度の中途において措置法第44条の2第2項に規定する中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した特定資産については、中小企業者等が取得等をしたものとして同項の規定を適用することに留意する。

(新 設)



十七 第44条の4 (事業革新設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44の4 - 1 法人が、措置法第44条の4第1項に規定する事業再構築計画に係る認定を受けた法人、同条第2項に規定する高度化等計画に係る承認を受けた法人、同条第3項に規定する高度化計画に係る認定を受けた法人又は措置法令第28条の7第1項に規定する関係事業者若しくは合併新設法人に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注) 措置法第44条の4第1項又は第2項の規定の適用に当たり、その法人が産業活力再生特別措置法第1条第1項第1号及び第2項の確認を受けた法人又は特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第19条第1項の認定を受けた法人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>	<p>(承認特定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44の4 - 1 法人が、措置法第44条の4第1項に規定する事業革新計画に係る承認を受けた法人、同条第2項に規定する高度化等計画に係る承認を受けた法人、同条第3項に規定する高度化計画に係る認定を受けた法人又は措置法令第28条の7第1項に規定する関係事業者若しくは合併新設法人に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注) 措置法第44条の4第1項の規定は、上記の法人が特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第15条の認定を受けている場合に限りその適用があるのであるが、これらの法人が、当該認定を受けた法人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>2 措置法第44条の4第2項の規定は、上記の法人が特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第2条第5項に規定する中小企業者に該当する法人又は資本若しくは出資の金額が10億円以下の法人で、同法第19条第1項の認定を受けている場合に限りその適用があるのであるが、これらの法人が、当該認定を受けた法人に該当するかどうかについても、1と同様に判定するものとする。</p>